



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
12月10日
第571号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

| | |
|---|---|
| ○ 公 告 | |
| 大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課)..... | 1 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課)..... | 2 |
| 県営土地改良事業計画の変更後の概要公告(耕地課)..... | 3 |
| ○ 土木事務所公告 | |
| 道路の位置の指定公告(湖東)..... | 3 |
| ○ 人事委員会規則 | |
| ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... | 3 |
| ○ 公安委員会公告 | |
| 駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告(交通指導課)..... | 4 |

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和6年12月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス栗東小柿店 栗東市小柿三丁目53番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年7月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,258平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 51台
- 7 駐輪場の収容台数 20台
- 8 荷さばき施設の面積 54平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 13.5立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時45分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時45分から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和6年11月14日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 令和6年12月10日から令和7年4月10日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 令和7年4月10日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和6年12月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ラ・ムー大津瀬田店 大津市栗林町1
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 令和4年4月1日に施行された大津市交通安全条例(令和3年大津市条例第59号)第7条では、住宅、事業所その他の施設において工作物を配置する等の場合、道路の見通しを確保できるように、市は市民および事業者による取組を推進することを定めている。特に、敷地出入口口について、見通しの確保に配慮すること。
 - (2) 事業内容について地元の学区自治連合会および近隣の自治会長に説明し、当該自治会等の要望に真摯かつ適切に対応するとともに、説明結果を自治協働課へ報告すること。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 工事等に伴う騒音、振動および粉塵の発生防止ならびに汚濁水の流出防止対策について、事前配慮計画書に基づき万全を期すこと。
 - (5) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)および大津市生活環境の保全と増進に関する条例(平成10年大津市条例第27号)に規定する特定建設業を行う場合は、必ず大津市の届出手引き等(大津市HPに記載あり)を確認し、遺漏なく各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (6) 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること
 - (7) 周辺住民に対して工事内容の周知を図るとともに、住民から説明を求められた場合は、工事内容等に理解を得られるよう十分に説明すること。
 - (8) 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)等の環境法令に定める特定施設等に該当する可能性があるため、環境部環境政策課と協議し、手続が必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。
 - (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条に基づき自己処理(大津市の許可業者への委託を含む。)等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (10) ごみの減量、再資源化に努めること。
 - (11) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年大津市条例第17号)第30条に基づく保管庫を設置すること(カタログ等添付要)。また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
 - (12) 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則(平成6年大津市規則第45号)第16条の保管基準を遵守すること。
 - (13) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (14) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3および第16条の4の規定に基づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書を提出すること。
 - (15) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容などによって大津市屋外広告物条例(平成20年大津市条例第53号)等による許可もしくは通知が必要となるため、事前に都市計画部都市計画課と協議を行うこと。
 - (16) 大津市建築基準条例(平成12年大津市条例第11号)に留意して建築物の計画を行うこと。
 - (17) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)第12条に基づく特定施設の新築の内容を届出済であるが、条例に適合していない部分について、今後、解消すること。
 - (18) 「大津市開発事業の手続および基準に関する条例」、「大津市開発許可制度に関する基準」および都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に基づく開発許可(令和6年4月26日付け大津市指令都開第R0603号)の内容

ならびにその許可条件を遵守すること。

- (19) 当該申請地付近の道路は、瀬田東小学校、瀬田北中学校の通学路および校区に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図られたい。また、該当校への事前説明および要件協議書への説明経過報告書の添付をされたい。さらに、該当校への説明は、工期・工事用車両の進入経路と出入りの時間帯等が具体化された段階においても行うとともに、該当校と必要な協議を行うこと。該当校においては、その協議結果に基づき、通学路の変更や保護者・スクールガード等との情報共有を適宜行う必要が生じる可能性もあることから、着工前のできるだけ早い段階で説明および協議を行うこと。また、完工後も駐車場に出入りする際は、児童生徒等の歩行者に注意するよう搬入業者等に説明するとともに、道路の見通しや歩行者の横断時の安全が確保されるようミラーや注意を促す設備等の設置などの整備をお願いする。なお、事業者に伴い発生した問題は事業者において解決すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和6年12月10日から令和7年1月10日まで

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営杉野地区土地改良事業(中山間地域農業農村総合整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公告書類 県営杉野地区土地改良事業(中山間地域農業農村総合整備事業)変更計画概要書
- 2 公告期間 令和6年12月10日から令和6年12月17日まで
- 3 掲示場所 長浜市産業観光部田園整備課および長浜市産業観光部北部産業振興課

土木事務所公告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和6年12月10日

滋賀県湖東土木事務所長 野田 英男

| 指定道路の位置 | 指定道路の延長 | 指定道路の幅員 | 指定年月日 |
|------------------------------------|---------|---------|----------|
| 愛知郡愛荘町愛知川字宿領1809番1、1813番2、字上沢461番4 | 71.60m | 6.00m | 令和6.12.2 |

人事委員会規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月10日

滋賀県人事委員会委員長 池田 美幸

滋賀県人事委員会規則第22号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

付 則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。

公 安 委 員 会 公 告

駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習および同号ロの規定による駐車監視員資格者認定審査を次のとおり実施する。

令和6年12月10日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

1 駐車監視員資格者講習

(1) 講習日程

講習第1日目 令和7年1月21日(火)午前9時から午後5時45分まで

講習第2日目 令和7年1月22日(水)午前9時から午後5時45分まで

修了考査 令和7年1月29日(水)午前9時から午前10時まで(合格発表等 同日午前11時30分から)

(2) 講習場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室

(3) 受講定員 10人

(4) 受講の申込み 講習を受講しようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽(申込者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することかできる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

(5) 受付期間 令和6年12月11日(水)から令和7年1月7日(火)まで(滋賀県の休日定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後4時30分までとし、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

(6) 講習受講票の交付 郵送により交付する。

(7) 受講料 受講の申込みをするときに、20,000円の受講料を納入すること。なお、納入した受講料は、受講申込みの受付後は、駐車監視員資格者講習を受講しなかった場合等でも還付しない。

(8) 携行品 受講票、筆記用具および写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等をいう。以下同じ。)

2 駐車監視員資格者認定審査

(1) 実施日時 令和7年1月29日(水)午前9時から午前10時まで(合格発表等 同日午前11時30分から)

(2) 実施場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室

(3) 審査の方法 審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施して行う。

(4) 審査を受ける資格 次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 確認事務における管理的または監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

ウ 上記アまたはイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(5) 認定の申請 認定を受けようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。

ア 駐車監視員資格者認定申請書

イ (4)に該当する者であることを証する書面

ウ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽(申請者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することかできる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

(6) 受付期間 令和6年12月11日(水)から令和7年1月7日(火)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分まで

(7) 認定考査受検票の交付 郵送により交付する。

(8) 手数料 認定の申請をするときに、4,500円の手数料を納入すること。なお、納入した手数料は、認定の申請の受付後は、駐車監視員資格者認定審査を受けなかった場合等でも還付しない。

(9) 携行品 認定考査受検票、筆記用具および写真のある身分証明書

3 考査結果の提供の求め 考査結果については、次に定めるところによりこれを求めることができる。

(1) 提供内容 考査または審査の得点

(2) 提供の場所 滋賀県警察本部交通部交通指導課

(3) 受付期間および時間 合格発表の日から1か月間(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) その他 受検者本人が写真のある身分証明書を持参の上、来庁すること。なお、電話による考査結果の問合せには応じない。

4 注意事項

(1) 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた者または認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(2) 駐車監視員資格者証の交付を受けた者であっても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

5 問合せ先および受講申込書等の請求先

(1) 滋賀県警察本部交通部交通指導課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線 5132 または5135)

(2) 県内の各警察署交通課(大津警察署および草津警察署にあつては、交通第二課)

